

「人ある限り人権を」 No.1



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722 倉吉市役所企画振興部人権局 人権政策課

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

悪質な差別・人権侵害に苦しむ被害者を救済するための

「人権侵害救済法」の早期制定が求められています

被差別部落出身者や在住外国人、障がい者等に対し投書、電話、インターネットを利用して歴史的差別用語を使って個人を罵倒する事象や公施設の壁などに落書きを行う事象が発生しています。

また、戸籍謄本等を不正に入手し身元調査を行う行為や忌避意識を背景にした被差別部落を問い合わせる行為なども発生しています。さらに、大阪では新たな種類の部落地名総鑑も回収され、インターネット上でも鳥取県、大阪府、滋賀県の被差別部落の地図が差別的な文書とともに掲載されたままとなっています。

その中で、差別の対象となった被害者は、恐怖や不安など精神的苦痛を受けているにもかかわらず、現行法制度の下では一定の要件(犯罪性、公然性等)がそろわなければ事件として取り扱われることはありません。

そして、インターネットへ掲載された地図については、関係自治体、法務局、運動団体が再三にわたって削除を請しているものいまだに削除されていません。

現行のプロバイダー責任制限法では、その対象は特定の個人等が対象であり、地域に関する情報や被差別部落出身者、ハンセン病患者、HIV感染者、在住外国人、障がい者に対する誹謗中傷などはこの法律では、すべて対象外となっています。

また、思想・言論の自由や差別を禁止する法律の未整備によって、こういった行為が罪に問われることは、ごくまれであり、場合によっては、差別を肯定し開き直る口実となっている状況もあります。

現状では、被害者を救済する法律も制度も現行法制度の下ではないことで、悪質な差別が放置されているこ

とを踏まえ、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会として学習会を開催し、「人権侵害救済法」制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める要請署名行動を2月から県内一円で展開し、**団体署名 一六六団体**

個人署名 一五、三九六人

を集約することができました。短期間の取り組みの中で、これだけの署名が集まったのは、問題の関心の高さを示すとともに、多くの県民の「差別は許されない」という意思表示であると思います。

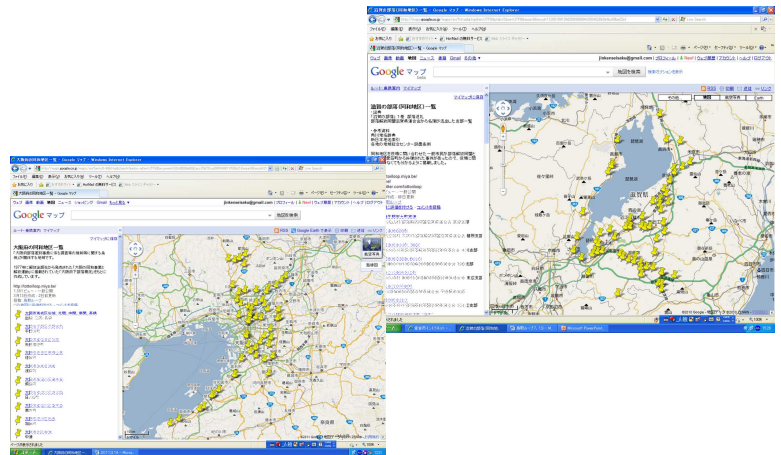
この署名を携え、鳥取県実行委員会として国に対し、悪質な差別や人権侵害に苦しむ被害者を救済するための「人権侵害救済法」の早期制定と、差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」の制定を強く求めていかなければなりません。

あり、それを二次的に転用しただけであると居直り、現代社会には部落差別は存在していないにもかかわらず行政や企業、運動団体が差別を生み出していると主張している。

さらに、鳥取県以外にも大阪、滋賀など全部で十六にも及ぶ地図を作成しており、自身のホームページでは、この地図を作成した理由を次のように述べている。

「住民や出身者が差別を受け、当該個人の権利益を害するおそれがあると認定された同和地区です。実際にそのような事が起こるか検証したので、なるべく最低最悪な形で掲載したいと思います。完璧なリストなので、逆に言えば掲載されていない地域は同和地区ではないということになります。ほぼ間違いはないと思いますが、なにぶん数が多いので、ここが間違っているという指摘は大歓迎です。

実際にこのリストを使って部落差別をした、あるいはこのリストにより部落差別を受けた方はご連絡ください。」



このマップは、実際に部落差別が起こるかどうかを検証するために作成したものであり、最低最悪の形で掲載した。このマップで差別をした人、差別を受けた人は連絡してください、と差別を誘発する目的で行っている行為と言わねばならない。

この一覧は「完璧なリスト」だと公言し、家一軒一軒を特定する地図まで作成し、まさに高度情報化社会

を悪用したインターネット版「部落地名総鑑」と言わざるを得ないものを公開している。

このグーグルマップの「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」の問題点は、部落差別が今なお存在する社会において、いたずらにその情報を広く公開することは、差別のばらまきであり拡大再生産につながる恐れがある。また、身元調査等の差別に悪用される危険性を大きくはらんでいる。

そして、この情報はツイッターでも配信されており、そこには面白半分や悪意に満ちたコメントが書き込まれ、さらに差別を煽る状況となっている。こういった極めてデリケートな情報が何の配慮もされず公開されていることは、この地図の作成者とこれを公開しているグーグル社の人権感覚を疑わざるを得ないし、結果的に差別に加担する行為だと言わねばならない。もし、この情報が身元調べに利用され被差別部落出身者の身元が暴かれ交際や結婚が破談になれば誰がどのように責任を取るの

であろうか。

我々としては、被差別部落の情報を隠したり、公然の秘密として取り扱うつもりはない。むしろ被差別部落の歴史やそこに暮ってきた人々の生き方、差別との闘いの歴史などを広く多くの人に訴え理解を求めるところが差別をなくすことにつながることを考えているし、不確かな情報や知らないということが差別意識を温存し助長しているのである。

しかし、現段階ではこのような情報が公開されることは、場合によっては差別に加担する可能性を秘めていることから極めて問題があり、差別を防止するという観点からも公開は不適切であると言わねばならない。そして、今現在日本国内には、差別を禁止する法律や差別・人権侵害によって苦しむ人を救済する法律・制度が整備されていない中で、このような問題が放置されている状況にある。悪質な差別行為に歯止めをかけ、差別に苦しむ人を救済する法制度の整備と社会システムの確立が求められている。

インターネットにおける差別と人権

グーグルマップの「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」掲載の問題点

二〇〇九年九月鳥取県内において、

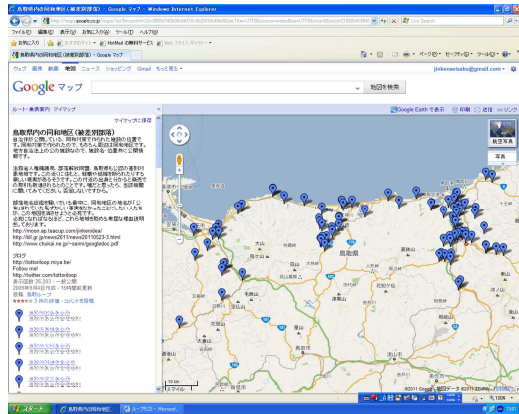
インターネット大手検索会社であるグーグル社が運営するグーグルマップ上に「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」という題名のマップが発見された。鳥取県内の地図上に青いマークが表示されコメント欄には次のように書かれていた。

「自称人権団体(同和団体)の不合理な主張を鵜呑みにする総務省およびグーグル社の姿勢に抗議します。これは同和地区に関係した施設の位置です。自治体により公開されている情報をそのまま掲載しています。中略同和地区に関係すれば差別や人権侵害の対象になるという事実はありません。むしろ自治体や企業が「公然の秘密」として扱うことが偏見を生んでいきます。

総務省、人権擁護局、人権局様。

文句があれば tottoriloop

@jgnmail.com まで連絡ください。」



そして、青いマークをクリックすると、公共施設の名称とその根拠となる条例が表示されるとともに、地図が拡大され住宅地図が表示されるようになっている。

この青いマークは、これまで各市町村が差別解消のために同和対策事業で建設された隣保館、集会所、地区会館の位置であり、県内三市十三町八四カ所にわたって示されている。

表題の名前とコメントを関連して考えると、この地図は、その地域が同和地区だと広く知らせる内容であり、場合によっては、同和地区に対する悪意を持った差別的な問い合わせや身元調べなどに悪用される恐れがあるといえる。

倉吉市役所は、この地図を確認し、グーグル社に対してこのマップ掲載に対する抗議と削除要請をメールで行う。また、鳥取県、鳥取地方事務局、各自治体も同様にグーグル社に削除要請を行っている。

同和対策事業で建設された施設は、それぞれ自治体が条例設置をしてお

り、その条例は広く公開されインターネット等で誰でも閲覧できるようになっている。その条例には施設名、住所・地番などが示されているため、作成者はこの情報をもって住宅地図にその施設の所在地を貼り付けており、自治体の条例情報が悪用されているのである。

この地図の作成者は、コメントに「自治体が公開している、同和対策で作られた施設の位置です。同和対策で作られたので、もちろん周辺は同和地区です。地方自治法上の公の施設なので、施設名・位置共に公開情報です。」

法務省人権擁護局、部落解放同盟、鳥取県も公認の差別対象地域です。この近くに住むと、就職や結婚を断られたりする厳しい現実があるそうです。この付近の出身と分かると商売での取引も敬遠されるとのことです。そんなことがあるわけがないので、皮肉として作った地図です。」と書きこの掲載が意図的であり挑戦的である事を示している。この条例情報はすでに公開されているもので

二〇一〇年度部落解放・人権政策確立要求

第一次中央集会

日時 二〇一〇年十一月二十九日
場所 東京・星陵会館他

- ・衆参国会議員要請行動
 - ・政府各省交渉
- (鳥取県実行委員会十五人参加)

部落解放・人権政策確立要求

鳥取県実行委員会二〇一〇年度学習会

日時 二〇一一年 二月十四日
場所 倉吉未来中心小ホール
シンポジウム

「インターネットによる

差別と人権侵害を考える」

(参加者三三四人)



「人権侵害救済法」の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める要請署名活動 (2011年2月中旬～3月末)

- 1 団体署名 166団体 165枚
2 個人署名 112団体 15,396人

(内 訳)	団体署名	個人署名
自治体 (県含)	29	7,593
県関係団体	17	1,357
企業	9	2,094
学校・保育園	30	1,292
その他団体	81	3,060

鳥取県実行委員会
昨年度の取り組み

「人権侵害救済法」の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める要請

内閣総理大臣 様

インターネットは身近で便利なものとして、私たちの生活に浸透してきました。しかし、これを悪用した人権侵害・差別が発生し、大きな社会問題になっています。鳥取県でも、インターネット版部落地名総鑑といえる「鳥取県内の同和地区」という題名のマップがインターネットで流されました。1975年に発生した「部落地名総鑑」事件では、国は差別を流布し差別を固く図るとして、この本を回収しました。この例を見ても、部落差別が存在するなかで被差別部落の所在地を流すという行為は、部落差別行為そのものだといわざるを得ません。この「鳥取県内の同和地区」は、グーグル社の「グーグル・マップ」に自治体の条例情報を悪用、加工して作成されたものです。

鳥取県及び各自治体、部落解放同盟鳥取県連合会はグーグル社と法務局へ削除要請をしましたが、いまだに削除されていません。部落差別が野放し状態で放置されまわっています。この状態を放置すれば新たな差別を発生させる可能性があり、早急な対策が求められています。

つきましては、次の事項について早期に、人権確立のための対策を講じられるよう強く要請するものです。

- 1 現在のプロバイダ責任制限法では限界があり、インターネット上における差別、人権侵害を禁止する何らかの新たな措置を講ずること
- 2 行政文書や条例情報の悪用を阻止する対策を講ずること
- 3 これらの差別の現状から「人権侵害救済法」を早期に制定すること

名前・所属団体・役職	印

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

部落解放・人権政策確立要求

鳥取県実行委員会第二十七回総会・学習会

日時 二〇一一年 五月三十一日
場所 ハワイ・アロハホール

(参加者二八人)

講師

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会副会長
部落解放同盟中央本部執行委員長

組 坂 繁 之 さん

「人権侵害救済法制定に向けてその現状と課題」



《今後の予定》

部落解放・人権政策確立要求

鳥取県実行委員会中央要請行動

日時 二〇一一年九月又は一〇月頃
場所 東京